

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高 橋 善 一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和8年7月24日午後2時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招 集 委 員 14名

2. 出 席 委 員 14名にしてその氏名は次のとおり

1 番	高橋 善一	2 番	竹田 壮芳	3 番	安達 芳紀
4 番	佐藤 文好	5 番	松田 繁徳	6 番	浅野 厚司
7 番	錦 礼子	8 番	菊地 直子	9 番	山岸 誠
10 番	倉田 健三	11 番	村越 竜仁	12 番	朝倉 善則
13 番	黒澤 ちよ子	14 番	渡沢 寿		

3. 出席事務局職員

南陽市農業委員会	事 務 局 長	金子 健
同	上 事務局長補佐	小川 正樹
同	上 農 地 係 長	島崎 和也

4. 付 議 事 件

日程第1	会議録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	諸般の報告について
日程第4	報第12号 南陽市認定農業者の認定について
日程第5	報第13号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第6	議第23号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第7	議第24号 南陽市農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について
日程第8	議第25号 農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任申出に対する同意について

5. 会 議 の 要 領

(開会：ときに午後2時30分)

議長（高橋会長）

令和8年7月17日付け南農委告示第8号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会 委員総会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は、14名であります。

よって、過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

議長（高橋会長）

それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。

9番 山岸誠委員、11番 村越竜仁委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 9番 山岸 誠 委員
 11番 村越 竜仁 委員

議長（高橋会長）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

会期は、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会 委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（高橋会長）

日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長（高橋会長）

日程第4 報第12号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

金子事務局長

ただ今上程されました、報第12号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和8年7月15日付け農第592号で、南陽市長から本委員会に対し、令和8年7月15日付けで認定農業者6件の計画変更があった旨の通知がありましたので、ご報告するものであります。

以上、ご報告いたします。

議長（高橋会長）

ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、報第12号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に、日程第5 報第13号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

金子事務局長 ただ今上程されました、報第13号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が3件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

島崎農地係長 ただ今、提案されました、報第13号について、ご説明申し上げます。

議案書は4ページになります。

1番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の畑 1, 031㎡を、解約手続きを遺漏していたため、今回、合意解約するものです。

2番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の畑 524㎡を、耕作者変更のため、合意解約するものです。

3番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの使用貸借契約 ▲▲字▲▲の田 423㎡を、所有権移転のため、合意解約するものです。

以上です。

議長（高橋会長） ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

………なしの声………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、報第13号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に、日程第6 議第23号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

金子事務局長 ただ今上程されました、議第23号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転5件、賃借権設定2件、使用貸借権設定2件の合計9件の許可申請がありましたので提案するものであります。

農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

島崎農地係長

ただ今、提案されました、議第23号について、ご説明申し上げます。

議案書は5ページになります。

所有権移転の申請となります。

1番につきましては、▲▲の■■■■■さんと同じく▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外3筆の畑 合計504.91㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

2番につきましては▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の田 423㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

3番につきましては▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の畑 外3筆の畑 合計1,492㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

4番につきましては▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の田 1,508㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

5番につきましては▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の畑 1,839㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

次に、6ページをご覧ください。賃貸借権設定の申請となります。

6番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外1筆の畑 合計4,935㎡について、新規の10年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

7番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の畑 524㎡について、新規の10年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

次に、7ページ、8ページをご覧ください。使用貸借権設定の申請となります。

8番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外27筆の田が13,230㎡、畑が8,783.61㎡、合計22013.61㎡について、再設定の10年間契約となっております。

9番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外14筆の田が10,534㎡、畑が3,397㎡、合計13,931㎡について、新規の10年間契約となっております。

以上です。

議長（高橋会長）

ここで、現地調査について担当委員より報告をお願いします。

はじめに、1番の現地調査について、9番 山岸誠委員より、報告をお願いします。

9 番
山岸誠委員

7月20日に現地調査にまいりました。
こちらの畑は二ヶ所に分かれておりまして、一カ所はすべてが耕作され周辺農地への影響がないことを確認しました。
もう一カ所は駐車場にするということで、何も植えられておらず半分だけ草刈りされているという状態でした。問題がないことを確認してまいりました。以上です。

議長（高橋会長）

次に、2番の現地調査について、高橋義昭推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

島崎農地係長

高橋義昭委員より7月21日に現地調査をいただきまして、申請地について周辺農地に影響がないとご報告をいただいております。

議長（高橋会長）

次に、3番の現地調査について、安部淳一推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

島崎農地係長

7月23日に安倍淳一委員よりご報告をいただいています。
申請地は全てが耕作され、周辺農地に影響がないことを確認したとのことです。

議長（高橋会長）

次に、4番の現地調査について、峠田一徳推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

島崎農地係長

7月18日に峠田委員よりご報告をいただいています。
申請地は全てが耕作され、周辺農地に影響がないことを確認したとのことです。

議長（高橋会長）

次に、5番の現地調査について、鈴木博徳推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

島崎農地係長

7月22日に鈴木博徳委員よりご報告をいただいています。
申請地は、周辺農地に影響がないことを確認したとのことです。

議長（高橋会長）

次に、6番の内、▲▲地番の現地調査について、鈴木晴士推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

島崎農地係長

7月23日に鈴木晴士委員よりご報告をいただいています。
申請地はぶどうが栽培されており、周辺農地に影響がないことを確認したとのことです。

議長（高橋会長）

次に、同じく6番の内、▲▲地番の現地調査について、8番 菊地直子委員より、報告をお願いします。

8 番
菊地直子委員

7 月 1 8 日に現地調査をしまいいりました。
申請地はぶどうが耕作されており、周辺農地への影響がないことを確認してまいりました。以上です。

議長（高橋会長）

次に、7 番の現地調査について、5 番 松田繁徳委員より、報告をお願いします。

5 番
松田繁徳委員

7 月 2 2 日に現地調査をしまいいりました。
申請地はさくらんぼが耕作されており、周辺農地への影響がないことを確認してまいりました。以上です。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

6 番
浅野厚司委員

3 番と 5 番と 6 番と 7 番の件ですが、経営面積が 0 になっていますが、みんな新規就農者なのですか。

島崎農地係長

3 番の■■■■■さん、5 番の■■■■■さん、6 番の■■■■■さん、7 番の■■■■■さん、いずれも経営面積 0 ということになっておりましてこちら初めての農地の権利取得ということで新規就農ということになります。以上でございます。

議長（高橋会長）

他にございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第7 議第24号「南陽市農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

金子事務局長 ただいま上程されました、議第24号「南陽市農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和8年7月14日付け農第608号で、南陽市長から本委員会に対し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、賃借権移転1件に関する農用地利用集積等促進計画案について意見を求められましたので、提案するものであります。
ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただいま、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

小川事務局長補佐 ただ今提案されました、議第24号について、ご説明を申し上げます。
議案書は9ページから11ページまでとなっております。11ページをお開きください。破産手続き処理に関連しての賃借権移転1件になります。
破産者■■■■さんの破産管財人弁護士 ■■■■さんの▲▲字▲▲の「田」外2筆の合計4, 418㎡を、▲▲の■■■■さんへ賃借権設定するもので、契約期間はR8.8.29からR9.10.31まで、賃料収受回数は2回、賃料、年間賃料は記載のとおりとなっております。
こちら、記載のとおり破産手続きの関係での移転ということになっております。
以上でございます。

議長（高橋会長） これより、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第8 議第25号「農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任申出に対する同意について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

金子事務局長 ただ今上程されました、議第25号「農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任申出に対する同意について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和8年6月29日付けで、沖郷地区担当の本間仁一農地利用最適化推進委員より、6月30日をもって辞任いたしたい旨の届出が提出されましたので、農業委員会等に関する法律第23条により、正当な理由があるときは委員会の同意を得て辞任することができることとされていることから、本委員会の同意をいただきたく提案するものであります。

議長（高橋会長） これより審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。

議長（高橋会長） 質疑、意見はありませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします、ただ今の案件について、同意することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 全員と認めます。
よって、本案は、辞任について同意することに決しました。

議長（高橋会長） 以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。
よって、令和8年7月17日付け南農委告示第8号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。
(閉会：ときに午後3時00分)